

〈平成27年(2015)2月〉

■ 「新編相模国風土記稿 寺田縄村」の項を読む 〈その4〉

蓮昭寺^{れんしょうじ} 芳澤山^{ほうたくさん}と号す。法華宗^{ほっけしゅう}。〈鎌倉比企谷^{みょうほんじ} 妙本寺末^{れんしょう}〉^①古は寺号蓮勝と書せしが後昭の文字に改む。〈慶安二年寺領の御朱印に蓮昭寺と載せらる。その頃改めしにやと云う。所蔵寛文六年の文書に猶勝^{なほ}の字を書したるは旧に因^より記せしなるべし〉^②当寺は延慶元年^{えんぎょう}、中老僧日弁^{にちべん}〈慶長元年六月廿六日卒〉^③の開基にて、その門派たりしが僧日言^{にちごん}の時、天正二年布施佐渡守康純^{ふせ やすずみ かんえいけい ぶやすのり}〈寛永系譜康則^{どうちゅうじょうじゅういん}に作る、今本寺塔中常住院蔵天正三年の文書に従う〉^④、己が宅地を寺地として再興^{さいこう}し、〈当時草創の地詳ならず。按ずるに鎌倉の辺りにありしならん〉^⑤門派を改めて、今の本寺に属すくその時の文書写しあり。曰く相州寺田縄芳澤山蓮勝寺日弁門流の為と雖^{いえど}も天正二年甲戌曆に従い師壇共に両山門流に仰せ奉るもの也。また曰く、寺田縄芳澤山蓮勝寺は当所守護^{しゅご}布施佐渡守中興、建立の末山。本末契約^{けつしゅう}の為両山永代に任せ結衆^{けつしゅう}せしむもの也。天正二年甲戌五月三日施主^{せしゅ}布施佐渡守芳澤当代現立院日言^{せしゅ}〉^⑥されば日言^{せしゅ}〈現立院慶長五年三月十三日卒〉^⑦を開山。康純^{ふんぼ}〈事蹟卒等墳墓^{じょう}の条に載す〉^⑧開基とす。

また康純本寺に功く天正三年本寺塔中常住院領を寄附す。事は板戸村の条に見えたり^⑨あるを以て、九年正月。彼末寺中に於て当寺^{しゅざ}の首座とせり^⑩曰く、蓮勝寺大檀那^{だいだんな}芳澤、常住院領のため、経子谷を寄進せしむる、忠節の間、比企谷末寺首座、免許の所、後代の違乱^{ちがいらん}あるべからず。彼の寺住僧代々施主一族祈り奉るべく、子孫繁栄のもの也。天正九辛巳正月十九日、願主^{ちようごいん}調御院^{ぢくみょう}芳澤、俗名^{しゅぎ}布施佐渡守これを授与す、当代^{にち}常住院^{ゆう}日雄、按ずるに、日雄は常住院の初代なり、又曰く、今ほど本行院呼び候にて、様子を委聞候、先師四代以来、比企谷御末寺首座^{まぎれ}、紛なき由具聞候、即刻仕度致し、御出仕越さるべき候、委細は常住院口上あるべき候以上、正月二十日、寺田縄蓮勝寺、日樹花押^{にちじゅかおう}按ずるに、日樹は本寺及池上本門寺住職なり、又曰く、寺田縄芳澤山蓮勝寺は、日惺聖人以来比企谷末寺首座為べく明白な証文がある、後代異議あるべからずもの也、寛文第六丙午曆の十二月十九日、両山十九世、大僧都僧那院日豊華押^{にっぽう}、これを授与す、福寿院^{にっしゅん}日舜、按ずるに、日惺は本寺及本門寺住持、日舜は当寺七世の僧なり、以上二通は、本紙を蔵せり^⑪慶長四年九月、当寺及当住院^{かんたい}、堪耐の事に依つて日雄文書を投ず^⑫曰く、常住院の堪耐は、蓮勝寺がもつべき、蓮勝寺の堪耐は常住院を持ち立てるべく、両所住僧は互いに相談在るべき、常住院の退座御免許は是故なり、緞証文^{どんしょうもん}と雖も紛失を

なし、経子谷の由跡を以て跡を證すべきもの也、慶長四年觀己亥九月吉祥日、寺田繩蓮勝寺、本行院日雄華押、此文書本書を失う^⑩本尊しゅうほう ほうとうしょぶつ宗法の宝塔諸仏を置き、慶長二年寺領十二石の御朱印を賜う^⑪く寺領やすあつの地も、布施康純が居蹟の内なりと云う、即境内に続き^⑫

稻荷社

■ 風土記稿 蓮昭寺の項

(現代語訳 1)

蓮昭寺 山号は芳澤山と云います。法華宗の寺院で<①>、古くは蓮勝と記されていましたが、後に昭の文字にあらためられました<②>。この寺は延慶元年(1308)に僧侶の日弁<③>が開き、日弁の門派に属していましたが、僧日言の時、天正二年(1574)布施佐渡守康純<④>は、自らの宅地を寺領として寄進し<⑤>、蓮勝寺を再興させ門派を改め、妙本寺に属することとしました<⑥>。これにより僧日言<⑦>が蓮勝寺の開山者で布施康純<⑧>が開基者です。

また康純は妙本寺に功績<⑨>がありましたので、天正九年(1581)正月に末寺の中で妙本寺の首座となりました。<⑩>慶長四年(1599)九月蓮勝寺と常住院の堪耐の件で日雄が文書を残しています。<⑪>

御本尊は法華宗の定めに基づき宝塔諸仏を安置し、慶安二年(1649)寺領十二石の御朱印を將軍から拝受しています。<⑫>

< >挿入文の訳

- ① <鎌倉の比企谷にある妙本寺の末寺です>
- ② <慶安二年(1649)に幕府から寺領を認められたときの御朱印に蓮昭寺と登載されています。その頃に蓮勝を蓮昭と改めたといわれています。蓮昭寺の寛文六年(1666)の文書に連勝の文字が記されているのは、かつてのならいに従って記したものです>
- ③ <慶長元年(1596)六月二十六日に逝去>
- ④ <寛永の系譜には康則となっていますが、康純と記すのは、塔中常住院が所蔵している天正三年(1575)の文書に従っています>
- ⑤ <その当時は、蓮勝寺の草創の地がはっきり分からず、鎌倉の辺りにあったと考えられています>

- ⑥ <門派を改めた時の文書の写しがあります。そこには、相州寺田繩芳澤山蓮勝寺は日弁の門派でしたが、天正二年（1574）に寺僧並びに檀家ともに比企谷門流（妙本寺系）となりました。また別に、寺田繩芳澤山蓮勝寺は寺田繩村の守護である布施佐渡守が再興し建立した妙本寺の末寺です。妙本寺と本末の関係となり永代にわたり繋がりをもつこととなりました。このことを天正二年（1574）五月三日に布施佐渡守芳澤と蓮勝寺僧日言の両名が認めています>
- ⑦ <慶長五年（1600）三月十三日逝去>
- ⑧ <事蹟や逝去などは本風土記稿の康純の墳墓の項に記してあります>
- ⑨ <天正三年（1575）妙本寺の塔中常住院に領地を寄進しました。仔細は本風土記稿の板戸村の項に記されています>
- ⑩ <蓮勝寺の大檀那である芳澤は、常住院の領地として経子谷を寄進なされました。妙本寺に仕える間、比企谷妙本寺の末寺中の首座としての免許があるので後々違いがあつてはなりません。妙本寺の住僧は代々にわたり施主一族（布施氏一族）を祈られるので、その子孫は繁栄してゆくものです。天正九年（1581）正月十九日、願い主調御院芳澤、俗名布施佐渡守がこの件を授けられました。このことを当代常住院僧日雄が認めています。日雄は常住院の初代の僧です。
- また記されていることによれば、近頃、本行院をお呼びになり、様子を詳細にお聞きになり、先の師から四代にわたり蓮勝寺が比企谷妙本寺の末寺の首座であることは紛れもないこととお聞き及ばれています。すぐに仕度し、お越しくださりなさい。細かなことは常住院様がお話しになられます。以上です。このことを正月二十日、寺田繩蓮勝寺の日樹が花押を記し認めています。日樹は妙本寺と池上本門寺の住職（両山一首制と云い、両方の寺を一人の住職が担当する仕組み）となっています。
- また、寺田繩芳澤山蓮勝寺は日愷聖人の時以来、比企谷妙本寺の末寺中の首座であることの明確な証文があります。このことで後に異議があつてはなりません。寛文六年（1666）十二月十九日 両山十九世、大僧都僧那院日豊の華押があり、この証文が授与されたことを福寿院の日舜が認めています。日愷聖人は蓮勝寺と池上本門寺の住職となっています。日舜は福寿院の七世にあたる僧侶です。以上の二通の文書は所蔵されています>
- ⑪ <そこには、常住院の堪耐は蓮勝寺が持つべきであり蓮勝寺の堪耐は常住院が持ち立てるために、両寺院の僧侶は互いに相談の機会を設けるべきです。常住院が退座を許されるのはこのためです。この件について緞証文（緞子で表装された証文）を紛失

したといっても、経子谷が示した事を以て由とすべきです。慶長四（1599）年九月吉日。寺田縄蓮勝寺、日雄が花押を記し認めています。この文書は喪失しています>

⑫ <寺地は布施康純の敷地内であると云われます。敷地は境内に直結しています>

(注) アンダーラインの「常住院の堪耐、蓮勝寺の堪耐」、「常住院が退座を許される」とあり、「堪耐」とは、明確な意味は分かりませんが、“蓮昭寺と常住院とはお互いに相談のうえで、助けあい、関係を持つので、常住院が両者の関係を絶つのは相談の上である”という意味かと思われます。

布施佐渡守康純墓 本堂の傍にあり。五輪塔なり欠損して形全からず。文字も磨滅す。側に天明四年二百回忌の時、建たる石碑あり<近き頃迄、苗裔の村民ありしが、今落魄せり>①康純は三河守康貞の子にて、北条氏康に仕へ、軍功あり<寛永布施系譜曰、弾正左衛門康貞、永禄七年、総州鴻ノ台合戦の時、鎗を合わせ疵を蒙る。氏康是を感美し、佐渡守となづけ、且父康貞が預る所の団扇の役を勤めしむ。相州の内、大住半郡、板戸村・大槻村及豆州小坂村・武州岩槻領の内、善能寺、稲毛の庄内、野川村等を領す>②天正十三年十二月三日、小田原にて死す。法名 調御院芳澤日勝。

地藏堂 吉祥院持
稲荷社

(現代語訳 2)

布施佐渡守康純の墓は蓮昭寺の本堂の傍にあります。五輪塔ですが欠損して完全な形を残していません。文字も磨滅しています。側に天明四年（1784）二百回忌の時、建立した石碑あります。<①>

康純は、三河守康貞の子で、小田原の北条氏康に仕へ、軍功がありました。<②>天正十三年（1585）十二月三日、小田原で逝去しています。法名は調御院芳澤日勝とい

< >内の訳

① <最近まで遠い子孫にあたる村民が居ましたが、今はそれも居ません>

② <寛永の系譜に次のように記されています。>

弾正左衛門康則は、永禄七年（1564）にあった下総の鴻ノ台合戦の時、敵と槍で戦い負傷しました。主君の北条氏康はこのことを褒めたたえ、佐渡守にとりたて、その上、父の康貞に替えて団扇の役（司令長官に相当）を勤めさせました。

所領は、相模の大住郡の半分、板戸村・大槻村及び伊豆の小坂村・武蔵の岩槻領、善能寺、稲毛の庄内、野川村等があります>

地藏堂 吉祥院持

稲荷社



蓮昭寺



（境内に在る、寺田縄学校跡の石碑）

明治の学制により「寺田縄学校」が蓮昭寺で発足しました。